

卒業の認定に関する方針

所定の教育課程を修了し、下記の能力を身につけ、卒業に必要な単位を修得した者に対し、調理師もしくは製菓衛生師として必要な資質、知識、能力を身につけたものとみなし、卒業判定会議の審議により卒業を認定する。

<卒業認定方針>

(調理師科)

- ①グループで協力して調理ができる。
- ②NS（ニシチョウスタンダード）のレベル3に到達する。

(総合調理専攻科)

- ①コミュニケーション能力を有し、チームの一員として責任を持った行動ができる。
- ②NS（ニシチョウスタンダード）がレベル4に到達する。

(スイーツ科)

- ①グループで協力して製造ができる。
- ②NS（ニシチョウスタンダード）のレベル3に到達する。

(パティシェ・ブランジェ科)

- ①コミュニケーション能力を有し、チームの一員として責任を持った行動ができる。
- ②NS（ニシチョウスタンダード）がレベル4に到達する。